

諮問日：令和2年12月17日（令和2年度（最情）諮問第29号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（最情）答申第62号）

件名：司法研修所裁判教官の職務に関する説明資料の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法研修所の裁判教官に任命された者に交付している，司法研修所裁判教官の職務に関する説明資料（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和2年10月23日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

新たに任命された司法研修所裁判教官に対しては，同教官の職務内容について必要に応じて他の裁判教官等から説明を行っており，司法研修所として説明資料を作成・交付する必要がないことから，本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年12月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、新たに任命された司法研修所裁判教官に対しては、同教官の職務内容について必要に応じて他の裁判教官等から説明が行われているので、司法研修所として説明資料を作成し、交付する必要がないとのことである。司法研修所裁判教官の職務の性格に照らせば、このような方法で同教官が自らの職務内容を把握することは十分あり得ることであるから、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子